

事務連絡
令和8年3月31日

各

都道府県
指定都市
中核市

 担当部局 各位
各地方整備局等 担当部局 各位
(独) 都市再生機構 担当部 各位
(独) 住宅金融支援機構 担当部 各位

国土交通省住宅局
住宅戦略官付
住宅経済・法制課
住宅総合整備課
安心居住推進課
住宅生産課
建築指導課
市街地建築課
参事官(マンション・賃貸住宅担当)付
参事官(住宅瑕疵担保対策担当)付
参事官(建築企画担当)付

事務手続における旧氏の取扱いについて

国土交通省住宅局が所管する別紙記載の法令等（法律の下位法令等及び他省庁との共管法令等を含む。以下単に「法令等」という。）に基づく申請、交付等の事務・手続における旧氏の取扱いについて、下記のとおり周知させていただきます。

都道府県におかれましては、貴管内市区町村（指定都市及び中核市を除く。）に対して、地方住宅供給公社を設立している地方公共団体におかれましては、当該地方住宅供給公社に対して、指定確認検査機関、指定構造計算適合性判定機関、都道府県指定登録機関及び都道府県指定試験機関の指定を行っている地方公共団体におかれましては、当該指定確認検査機関、当該指定構造計算適合性判定機関、当該都道府県指定登録機関及び当該都道府県指定試験機関に対して、本事務連絡を周知いただくようお願いいたします。

また、地方整備局等におかれましては、貴局登録の登録住宅性能評価機関及び登録建築物エネルギー消費性能判定機関並びに貴局指定の指定確認検査機関及び指定構造計算適合性判定機関に対して、本事務連絡を周知いただきますようお願いいたします。

なお、国土交通大臣登録の登録住宅性能評価機関及び登録建築物エネルギー消費性能判定機関並びに国土交通大臣指定の指定確認検査機関及び指定構造計算適合性判定機関に対して、下記について別添の通り周知していることを申し添えます。

記

- 1 法令等に基づく申請、交付等の手続等に係る氏名欄の旧氏併記（現行の氏名に加えて旧氏を記載することをいう。以下同じ。）について

法令等に基づく申請、交付等の手続等においては、旧氏併記が可能である。申請者等が申請・交付等の手続等を行おうとする際、旧氏併記を希望する場合は、原則として2及び3の対応を行うこととする。

- 2 申請書等への記載について

旧氏併記を希望する者は、申請書等の氏名欄（代表者の氏名欄等を含む）において、旧氏を括弧書きで併記するものとする。

（記載例）住宅 [〇〇] 花子

- 3 旧氏の確認について

上記1により対応を行う手続等について、各法令等において氏名を証明する書類の提出を求めている場合は、旧氏を記載した住民票の写し、マイナンバーカード等の公的な証明書類を提出させることができる。

以上

(別紙)

- 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）
- 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）
- 公営住宅法（昭和 26 年法律第 193 号）
- 住宅地区改良法（昭和 35 年法律第 84 号）
- 地方住宅供給公社法（昭和 40 年法律第 124 号）
- 日本勤労者住宅協会法（昭和 41 年法律第 133 号）
- 農地所有者等賃貸住宅建設融資利子補給臨時措置法（昭和 46 年法律第 32 号）
- 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成 5 年法律第 52 号）
- 建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成 7 年法律第 123 号）
- 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成 9 年法律第 49 号）
- 優良田園住宅の建設の促進に関する法律（平成 10 年法律第 41 号）
- 独立行政法人都市再生機構が行う宅地の造成の事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令（平成 10 年建設省令第 18 号）
- 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成 11 年法律第 81 号）
- マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成 12 年法律第 149 号）
- 高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成 13 年法律第 26 号）
- マンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成 14 年法律第 78 号）
※令和 8 年 4 月 1 日以降は「マンションの再生等の円滑化に関する法律」に改称
- 独立行政法人都市再生機構法（平成 15 年法律第 100 号）
- 独立行政法人住宅金融支援機構法（平成 17 年法律第 82 号）
- 特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律（平成 19 年法律第 66 号）
- 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成 19 年法律第 112 号）
- 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成 20 年法律第 87 号）
- 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成 24 年法律第 84 号）
- 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 26 年法律第 127 号）
- 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成 27 年法律第 53 号）
- 家賃債務保証業者登録規程（平成 29 年国土交通省告示第 898 号）

※法律の下位法令等を含みます。